

## 第6章 誘導施策

### 6-1. 居住誘導のための施策

#### (1) 移住・定住促進

町役場周辺の都市拠点及び鉄道駅周辺の生活拠点への居住誘導を図るため、空き家の利活用促進をはじめとする移住・定住促進の施策を実施します。具体的には、特に若者や子育て世代を主な対象として、以下の施策を推進します。

- 移住・定住イベントやホームページ、SNS、その他の広報媒体を通じた情報発信
- WEB などオンラインでの移住相談が可能となるような環境整備
- 空き家改修・再生費用の助成

また、高齢者が安心して都市拠点や生活拠点に住み続けられるように、バリアフリーをはじめとする住環境の改善に努めます。

### 6-2. 都市機能誘導のための施策

#### (1) 施設集約化による誘導施策

町役場周辺の都市拠点においては、老朽化した町役場の建替えを検討します。建て替えに合わせて、図書館、公民館、保健センター等の機能集約、役場庁舎防災棟(仮称)を検討します。そして、令和8(2026)年の明和北小学校開校に合わせ、子育て支援施設の集約化及び子ども家庭総合支援拠点のさらなる充実を図ります。また、地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティスクールの導入を推進します。

鉄道駅周辺の生活拠点においても、都市拠点と同様に、コンビニエンスストア等の商業施設や店舗の誘致ならびに子育て支援施設の誘致及び集約化を推進します。

また、高齢者が安心して適切な医療サービスを受けることができる、かかりつけ医の定着を図ります。

#### (2) 交流促進のための施策

イオンモール明和周辺の商業拠点においては、近隣市町に続く幹線道路である国道23号沿いに立地することから、町内外の交流拠点としての機能や、また災害発生時の広域の防災拠点として機能することも期待されるエリアになります。これら機能の維持・強化をしていくため、当該商業拠点の活性化を促進します。

### (3) 史跡斎宮跡活性化のための施策

生活拠点の内、斎宮駅周辺においては、住民にとっても観光客にとっても魅力ある地域とします。

地域住民向けの施策として、発掘調査時の各種支援を検討します。地域住民の歴史的景観保全の機運を高めるため、住民による自発的な啓発活動の促進や景観条例の制定を検討します。

また、観光客向けの施策として、史跡斎宮跡や伊勢街道をはじめとする歴史的景観の保全、景観を阻害する建造物の除去、店舗や宿泊施設の誘致、町内の史跡の回遊性向上を図ります。

## 6-3. 社会基盤整備のための施策

### (1) 生活環境整備の施策内容

生活環境整備に関する施策として、町役場周辺の都市拠点における通学路整備やゾーン30導入などの交通安全対策を推進します。

排水環境向上を目的として、下水道と公共浄化槽の一体的な整備・管理を図ります。また、排水路の機能向上や改良等を検討します。

なお、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定に合わせ、特定用途制限地域の見直しを実施します。

### (2) 公共交通の施策内容

町民バスについては、乗降者数の多い停留所を残しながら、「拠点間移動」と「沿岸部の通勤・通学」を目的とした2路線に集約し、令和8(2026)年3月に路線及びダイヤの改定を実施します。今後は利用客のデータや需要調査を実施しながら、人口流動の実態に併せて適正な再編を検討します。

特に町内の移動については、高齢者や未成年の移動の手段の確保が重要となることから、定時定路線の町民バスに加えて、デマンド型交通サービス（チョイソコめいひめ）の普及・拡大を図ります。

## 6-4. 誘導区域外の施策

居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外についても、まちづくりの方針に合わせ、地域活性化や生活の質の向上を図るための施策を実施します。

### (1) 跡地利用

令和8年3月をもって閉校または閉園となる施設に加え、既に閉校または閉園となった施設の跡地の有効活用を図り、地域の活性化へつなげます。

#### 【事例】修正小学校校舎を活用した修正集学校

「おかえり集学校プロジェクト」とは、全国各地の廃校を活用して再び人々の集う場所を目指すと共に、IT機器を役立てて地域の方々の暮らしを豊かにしたいという思いのもと始動したIT交流施設のプロジェクトです。

明和町でも、令和5年3月に閉校となった修正小学校の校舎及び体育館を民間事業者に貸与し、「修正集学校」として整備されました。



### (2) 移動手段確保

日常生活における移動手段確保のため、とりわけ誘導区域外における公共交通施策については、デマンド型交通サービス（チョイソコめいひめ）を最重要施策と位置付け、住民の意向調査等を踏まえながら、交通利便性の向上・確保に努めます。

### (3) コミュニティ活動の支援

誘導区域外においても充実したコミュニティ活動が行えるよう、自治会活動への支援を行います。また、地域と行政がそれぞれの役割を分担しながら地域力を高め、地域住民が自らの責任で主体的に地域の諸課題を踏まえつつ地域づくりが展開できるような「住民自治」に向けた検討を行います。特に、住民による自発的な防災訓練の実施や地域と共同で実施する防災学習プログラムを推進します。

## 6-5. 届出制度

### (1) 居住誘導区域に関する届出・勧告

居住誘導区域外での一定規模以上の住宅開発の動きを届出制度の運用により把握し、事業者に対し情報提供や必要に応じて開発区域の変更等の調整を図ることで、居住エリアの拡散を抑制します。

本計画による居住の誘導は、強制力を伴ったり、規制的手法によって移転を促したりするものではなく、長い時間をかけてゆっくりと居住誘導区域内へ居住を誘導するものです。

表 6-1 居住誘導区域に関する届出の対象

開発行為	建築行為等
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの	② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）
③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）	③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

出典：立地適正化計画の手引き

#### ■届出の対象例

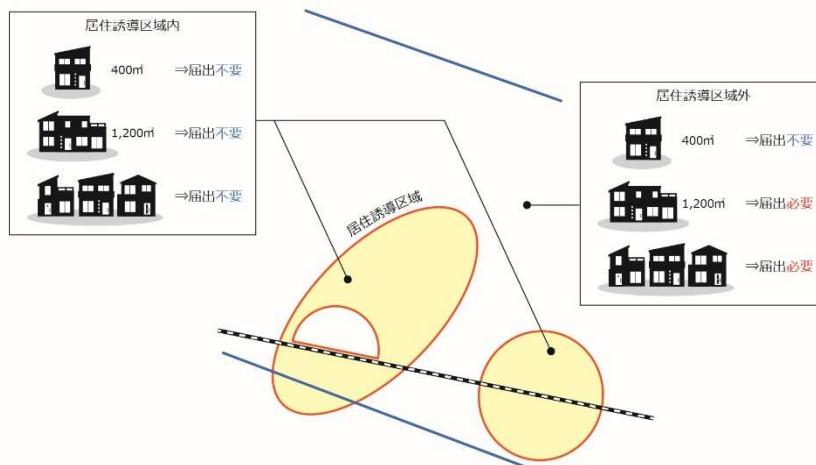


図 6-1 届出の対象例

## (2) 都市機能誘導区域に関する届出・勧告

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを届出制度の運用により把握し、事業者に対し情報提供や必要に応じて開発区域の変更等の調整を図ることで、誘導施設の拡散を抑制します。

また、誘導施設を休廃止する場合においても、既存建物・設備の有効活用等、機能維持のために誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者を誘致するなどの対応機会を確保するため、届出を行う必要があります。

本計画による都市機能の誘導は、強制力を伴ったり、規制的手法によって移転を促したりするものではなく、長い時間かけてゆっくりと都市機能誘導区域内へ都市機能を誘導するものです。

表 6-7 都市機能誘導区域に関する届出の対象

開発行為	開発行為以外
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

出典：立地適正化計画の手引き

■届出の対象例（商業施設を誘導施設としている場合）

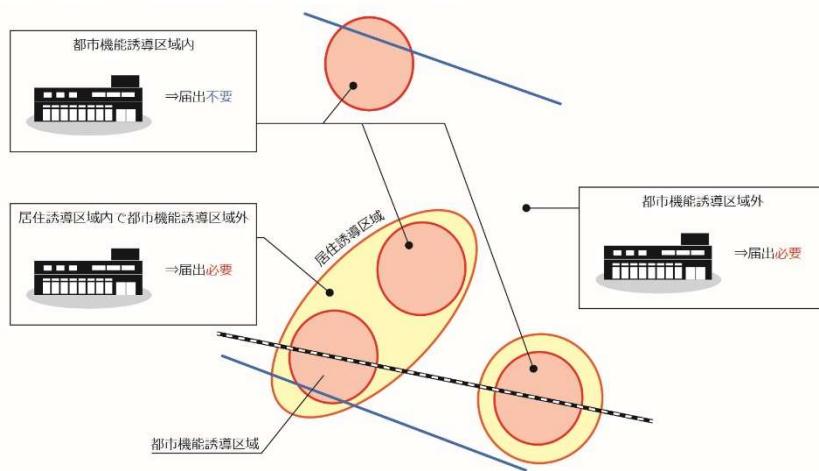


図 6-2 届出の対象例（商業施設を誘導施設としている場合）